

鉱業法

ジョイント・ベンチャー（鉱業権）

通常の契約を結ぶ場合は横領や虚偽行為をしない義務が発生しますが、誠実な行為をする義務はありません。また、契約相手を自分の都合の良い様に利用する事も法的に何ら制限を受けません。プロジェクト契約であつてもプロジェクトに関して知り得た内容を相手側に伝える義務は有りません。

但し、ジョイント・ベンチャー（JV）契約を結んだ場合は契約者其々に信託義務が発生します。例えば石炭層が採掘許可証以上に伸びている事が判明した場合他のJV参加者に連絡する義務が有ります。それを知った参加者が勝手に採掘許可証を自分の名義で延長した場合でも法的にはJVの信託を受けてした行為と見なされます。採掘権延長に関する情報は採掘JVに欠かせない情報と見なされる為であります。

しかし、JV参加者が全ての件に関して信託義務を保持している訳ではありません。例えば、JVの権利を第三者に譲与する際にJV全体に発生する不利益まで信託義務が及ぶ訳では有りません。

判例と致しまして、Theiss Contractors Pty Ltd v Placer (Granny Smith) Pty Ltdが有ります。Placerは西豪州で多くの採掘権を保有するJVの運営・管理にあたっておりました。実際の採掘をTheissに委託致しました。元々の契約は業務契約でしたが、経費がかさんだ為、Placerはパートナー契約を提案致しました。この新しい契約ではTheissが経費の支払いと共に利益の分配が約束されておりました。但し、この契約にはPlacerが解約金を支払わずに何時でも契約を解約できる条項が含まれておりました。

その後、Placer は契約を解消し業務権を競売に賭けました。競売では Theiss に支払われる費用が低く落札されました。これに不満を抱いた Theiss は Placer を裁判に訴えました。根拠としては、もし Placer が契約を解消しなければ利益が多く出ていたはずであるという事でありました。Theiss の弁護団は Placer には委託義務が有りそれを犯したと主張致しました。また、パートナー契約を結ぶ際に Placer には不正な表現があつたと主張致しました。

Placer 側弁護団は契約は何時でも解約出来る権利が有つたと弁護致しました。判決は Theiss の敗訴で裁判所は Placer には何時でも契約を解消する権利があつたと致しました。パートナー契約を結んだ際には信託義務が発生するが全ての行為には適応しないとの判決でありました。

更に詳しい内容をご希望の方は下記までご連絡願います。

弁護士 堀江純一

(02) 92217555

Legal.one@advantagepartnership.net

www.advantagepartnership.net